

標識の規格は次のとおりとする。

◆土地の占用（土石等の採取に係るものを除く。）

許可を受けた者は、占用の期間中、占用の場所又は付近の河川管理者及び河川利用者等が見やすい場所に標識名、占用目的、占用面積、占用者名（法人にあってはその名称。以下同じ。）、連絡先及び所轄事務所・出張所の名称を明記した標識を設置すること。ただし、個人占用に係る標識は連絡先の表示を不要とする。

また、複数の箇所を一つの許可で占用させる場合は、箇所毎に設置させるものとし、広大な占用地の場合には、設置する数について必要に応じて適宜判断するものとする。なお左右岸にまたがる橋梁については、兩岸に設置させることを原則とする。

色調は白地に黒字とし、サイズは、日本工業規格（JIS）A3を基本とするが、小規模な占用については日本工業規格（JIS）A4を基本とする等、占用施設の形態に応じて適切に変更するよう、弾力的な運用を可能とする。なお、標識を地面に立てるときは脚を設け、視認しやすい高さとする。

ただし、以下の施設については標識の設置を省略することができる。

- ・ 高圧線等地表に工作物の設置を伴わない河川の上空を横過する施設
- ・ 道路標識等により管理者が明示されている道路【自転車歩行者専用道路を含む。】
- ・ 電柱、標識等柱状の工作物
- ・ 出入口
- ・ 砂利採取法に基づく標識が設置されているもの
- ・ 標識を設置することが困難な小規模な施設
- ・ 看板などのうち、管理者、連絡先が明示されているもの
- ・ 地下に埋設される施設（横断工作物を除く）
- ・ 一時占用

